

独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する会計
検査の結果についての報告書（要旨）

平成24年10月

会計検査院

1 検査の背景及び実施状況

1 参議院からの検査要請の内容

(1) 検査の対象

全独立行政法人

(2) 検査の内容

独立行政法人における不要財産の認定等に関する次の各事項

- ① 政府出資及び保有資産の状況
- ② 不要財産の認定の状況
- ③ 不要財産の処分の状況
- ④ 国庫納付の状況

2 検査の対象とした独立行政法人（102法人）

主務省	検査対象法人	主務省	検査対象法人
内閣府	国立公文書館 北方領土問題対策協会 国民生活センター	厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター 国立国際医療研究センター 国立成育医療研究センター 国立長寿医療研究センター
総務省	情報通信研究機構 統計センター 平和祈念事業特別基金 郵便貯金・簡易生命保険管理機構	農林水産省	農林水産消費安全技術センター 種苗管理センター 家畜改良センター 水産大学校 農業・食品産業技術総合研究機構 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 国際農林水産業研究センター 森林総合研究所 水産総合研究センター 農畜産業振興機構 農業者年金基金 農林漁業信用基金
外務省	国際協力機構 国際交流基金	経済産業省	経済産業研究所 工業所有権情報・研修館 日本貿易保険 産業技術総合研究所 製品評価技術基盤機構 新エネルギー・産業技術総合開発機構 日本貿易振興機構 原子力安全基盤機構 情報処理推進機構 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 中小企業基盤整備機構
財務省	酒類総合研究所 造幣局 国立印刷局 日本万国博覧会記念機構	国土交通省	土木研究所 建築研究所 交通安全環境研究所 海上技術安全研究所 港湾空港技術研究所 電子航法研究所 航海訓練所 海技教育機構 航空大学校 自動車検査 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構 水資源機構 自動車事故対策機構 空港周辺整備機構 海上災害防止センター 都市再生機構 奄美群島振興開発基金 日本高速道路保有・債務返済機構 住宅金融支援機構
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所 大学入試センター 国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館 国立科学博物館 物質・材料研究機構 防災科学技術研究所 放射線医学総合研究所 国立美術館 国立文化財機構 教員研修センター 科学技術振興機構 日本学術振興会 理化学研究所 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター 日本芸術文化振興会 日本学生支援機構 海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構 大学評価・学位授与機構 国立大学財務・経営センター 日本原子力研究開発機構	環境省	国立環境研究所 環境再生保全機構
厚生労働省	国立健康・栄養研究所 労働安全衛生総合研究所 勤労者退職金共済機構 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 労働政策研究・研修機構 労働者健康福祉機構 国立病院機構 医薬品医療機器総合機構 医薬基盤研究所 年金・健康保険福祉施設整理機構 年金積立金管理運用 国立がん研究センター 国立循環器病研究センター	防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構

検査に当たっては、平成23年度末現在における全独立行政法人102法人を対象として、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月閣議決定。以下「合理化計画」という。）、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）における指摘、過去の会計検査院の検査の結果、独立行政法人における国庫納付の実績等を踏まえ、独立行政法人の保有資産のうち、検査の必要性が高いと判断した資産を重点的に検査した。

2 検査の結果

検査の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 政府出資及び保有資産の状況

ア 政府出資等の状況

検査対象とした102法人の19年度から23年度までの各年度末における政府出資金及び総資産の合計額の推移をみると、政府出資金は、23年度末で102法人のうち96法人において計上されており、その額は計24兆0689億円となっていて、19年度末の計16兆1236億円と比較して7兆9453億円増加している。総資産は、23年度末の合計で324兆4594億円となっていて、19年度末の合計414兆7107億円と比較して90兆2513億円と大幅に減少している。19年度から23年度までの政府支出額等（運営費交付金、施設整備費補助金及びその他の国庫補助金等）の合計額の推移をみると、23年度で計3兆3309億円となっていて、19年度の計2兆8899億円に比較して4410億円増加している。

イ 保有資産の状況

(ア) 法人が保有する土地及び建物の状況

100法人が、土地又は建物を保有しており、23年度末における価額は、全体で土地計21兆2211億円、建物計5兆9084億円、合計27兆1296億円となっている。

a 法人が保有する土地及び建物の現況

政府からの出資又は支出に係る（以下「政府出資等に係る」という。）土地及び建物（販売用の資産を除く。）の現況についてみたところ、事業用の土地及び建物が1年以上にわたり有効に利用されていない事態が9法人において見受けられ、23年度末における帳簿価額は、土地計105億円、建物計0.7億円となっている。また、宿舍の跡地等が1年以上にわたり有効に利用されていない事態が7法

人において見受けられ、23年度末における帳簿価額は、土地計29億円となっている。

b 法人が保有する宿舎の入居の状況及び福利厚生施設の稼働状況等

政府出資等に係る宿舎の入居の状況についてみたところ、23年度末で1年以上にわたり入居者がいない宿舎が、11法人において727戸あり、23年度末の帳簿価額は、土地計53億円、建物計4億円、合計58億円となっている。

上記の宿舎を形態別にみると、集合住宅型宿舎は7法人において503戸、戸建型宿舎は8法人において215戸、マンションの一室等の区分所有型宿舎は2法人において9戸となっている。また、これらについて、入居者がいない期間別に分類したところ、2年以上3年未満のものが210戸（28.8%）と最も多くなっている。

また、23年度末の入居率が50%未満であり、かつ、23年4月から24年3月までの12か月間の入居率も50%未満となっている宿舎（23年4月から24年3月までの期間を通じて入居者がいない宿舎を除く。）が、15法人において2,295戸あった。これらの宿舎の23年度末の帳簿価額は、土地計140億円、建物計34億円、合計175億円となっていて、入居率が30%以上40%未満のものが全体の28.1%と最も多くなっている。

政府出資等に係る福利厚生施設の保有状況についてみると、23年度末において、22法人が福利厚生施設を保有していた。施設の種別別にみると、宿泊施設を保有する法人が2法人で10施設（帳簿価額、土地計2億円、建物計1億円、合計3億円）、体育施設を保有する法人が20法人で172施設（同、土地計218億円、建物計25億円、合計244億円）、会合施設を保有する法人が6法人で26施設（同、土地計27億円、建物計2億円、合計30億円）となっている。宿泊施設の23年度の稼働状況についてみると、2法人の10施設は、いずれも稼働率が40%を下回っていた。また、これらの体育施設及び会合施設の利用状況の確認ができないとする施設が12法人において57施設見受けられ、保有する体育施設及び会合施設の全部又は一部について利用状況が確認できた16法人についてみると、自法人以外の者の利用が50%を超えている施設が、7法人において19施設見受けられた。

(イ) 金融資産の状況

a 現金預金、有価証券、関係会社株式、敷金等の推移

19年度から23年度までの間の各年度末における現金預金、有価証券、関係会

社株式、敷金・保証金（以下「敷金等」という。）の推移をみると、現金預金は、全ての法人が保有しており、23年度末における金額は38兆2629億円となっている。有価証券は、23年度末で49法人が保有しており、その金額は12兆5689億円となっている。関係会社株式は、23年度末で9法人が保有しており、その金額は3208億円となっている。敷金等は、23年度末で52法人が保有しており、その金額は391億円となっている。

b 現金預金及び政府出資等に係る金融資産の状況

(a) 現金預金の保有状況

現金預金の年度末における保有状況を検査したところ、1法人において、使用を想定していない現金預金が独立行政法人設立以降23年度末まで留保されていた事態が、また、1法人において、主要な事業が終了した業務に係る前中期目標期間繰越積立金が今中期目標期間の終了する年度まで留保されることとなる状況となっていた事態が見受けられた。これらの留保されていた資金については、それぞれの法人において、会計検査院の検査を踏まえて、不要財産と認定して、1983万余円を国庫納付することとし、あるいは、8億5700万余円を国庫納付した。また、現金預金の財源を把握するための十分な管理がなされていなかった事態が見受けられた。

(b) 政府出資等に係る定期預金の保有状況

政府出資等に係る定期預金を保有している法人数は、23年度末で28法人となっていて、その額は計7303億円となっている。23年度末から満期日までの残存期間が1年以内の定期預金が全体の約92%を占めており、大部分が余裕金の一時的な運用のための保有となっているが、中期目標期間の上限である5年を超える定期預金を保有している法人が4法人あり、この中には、仕組預金を保有している法人が見受けられた。この仕組預金は、①払込み、利払い及び払戻しが日本円で行われ、預入期間が約10年から約30年と長期に及ぶ、②利払日における利率が、変動するものもある、③利率の上限（キャップ）及び下限（フロアー）が定められているものもある、④法人側から満期日前に解約することが困難であり、仮に解約できた場合でも、預入金額（投資元本）を払戻額が下回るリスクがある、という特性も有している。

政府出資等に係る仕組預金は、3法人が計9口を保有しており、23年度末の

貸借対照表価額は計123億円となっている。

(c) 政府出資等に係る有価証券(債券)の保有状況

政府出資等に係る債券を保有している法人数は、23年度末で30法人となっていて、その額は計1兆7611億円となっている。これらの債券は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第47条に基づく主務大臣の指定する有価証券として保有するものが7473億円と最も多額となっており、その内容は主に社債となっている。また、中期目標期間の上限である5年を大幅に超えて、償還までに20年を超える債券を保有している法人が9法人あり、この中には、仕組債を保有している法人が見受けられた。

政府出資等に係る仕組債は、6法人が計36銘柄を保有しており、23年度末の貸借対照表価額は計431億円となっている。

仕組債を保有する6法人のうち、5法人は債券から得られる利息収入を事業の原資に充てる目的で保有している。これらの仕組債の利払日における利率は、一定の日における為替相場の水準による一定の算式に基づいて決定されるが、上限（キャップ）及び下限（フロアー）が定められているものもある。このため、上限利率及び下限利率の範囲で、為替相場の変動により利払日の利率が変動するなどのリスクを有しており、仕組債の保有期間を通じて安定した利息収入を得られるとは限らない。

仕組債の23年度末における適用利率の状況について検査したところ、3法人で9銘柄、貸借対照表価額計164億円の仕組債が利息を全く受け取れなくなっており、4法人で8銘柄、貸借対照表価額計112億円の仕組債が適用利率1%以下となっている。

また、仕組債は、利率の変動リスク以外に、①債券の発行から償還までの期間が約20年から約30年と長期に及ぶ、②債券の発行体が、償還日前に早期償還できる権利（オプション）を保有している、③償還日前に売却又は解約することが困難であり、仮に売却又は解約できた場合でも、市場の状況によっては、投資元本を下回り、損失が発生するリスクを有している、という特性も有しているが、1法人では、事業経費等に資金を直接充当することを予定する勘定において仕組債を保有していた。

これら仕組債の23年度末における時価の状況をみると、利率が米ドル等の

為替相場で決定される仕組債の時価が貸借対照表価額を総額で約74億円下回っており、36銘柄中30銘柄で時価が貸借対照表価額を下回っている。

(d) 仕組債等の問題点等について

仕組債及び仕組預金（以下「仕組債等」という。）は、安定かつ確実な利息収入が継続して得られるとは限らない債券等であり、利率変動リスクが顕在化した場合は、出資目的に沿った効果が十分に発現しないものとなる。また、流動性が低いことから、仕組債等を購入等した法人が何らかの対応を自主的に執ることが困難である。そして、償還等までの期間が長期間であることから、特殊法人当時から仕組債を保有している法人もあり、また、同期間が中期目標期間を大幅に超えていることから、法人の事業見直しなどに伴い事業原資の整理等を行う必要が生じた場合に支障を来すおそれがある。

c 関係会社株式等の保有状況

政府出資等に係る関係会社株式等については、23年度末で8法人が170社（投資事業組合等を含む。）の株式を保有しており、取得価額の合計は3693億円、実質価額の合計は3277億円となっている。

関係会社株式等の中には、実質価額が取得価額を大幅に超過しているものの、出資先から受取配当金収入を得ていないものや、出資先の会社において余裕資金の一時的な運用のために購入した債券の発行体が債務不履行に陥ったため、出資先が計上した債券の評価損による純資産価額の減少が原因となって実質価額が減少したのものが見受けられた。

(2) 不要財産の認定の状況

ア 法人において行った不要財産の認定の状況

(イ) 政府から指摘を受けて行った不要財産の認定の状況

各法人が23年度までに不要財産と認定して国庫納付したものは8685億円（現物納付した実物資産の簿価は含まない。）となっており、このうち、政府から不要資産として指摘を受けたものなどが8218億円となっていて、国庫納付された不要財産のほとんどが政府から指摘された事項に係るものとなっている。そして、政府から不要資産として具体的に指摘を受けた資産の中に、市場性がないため売却することが難しく、仮に売却できた場合でも元本割れになる可能性がある仕組債が含まれていて、国庫納付に支障がある事態が見受けられた。

(イ) 法人が独自に行った不要財産の認定の状況

各法人が独自に不要財産と認定して、23年度末までに国庫納付したものは12法人で計57億円となっており、政府から不要資産として指摘を受けたものに係る国庫納付額に比べて少額にとどまっている。

イ 政府出資等に係る資産の売却等によって得られた収入に係る不要財産の認定の状況

(ア) 実物資産の売却による収入について

法人設立以降23年度末までの間に、処分時の帳簿価額が1件で50万円以上の土地、建物等の実物資産を売却したことにより、総額で1000万円以上の収入を得た法人のうち、23年度末までの間に、譲渡収入を国庫納付する場合の根拠条文である通則法第46条の2（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）附則第3条（以下「附則第3条」という。）により、同法施行日前に行われた財産の譲渡のうち主務大臣が不要財産の譲渡とみなすと定めたものに係る譲渡収入の納付を含む。）の規定により国庫納付していたのは34法人で、その額は387億円となっている。

また、譲渡収入額等について、資金が法人内部に留保されている事態が見受けられた。この留保されている資金については、1法人において、会計検査院の検査を踏まえて、不要財産として認定し、1462万余円を国庫に納付した。

(イ) 敷金等の返戻による収入について

法人設立以降23年度末までの間に、総額で1000万円以上の敷金等の返戻金を受けている法人のうち、23年度末までの間に通則法第46条の2の規定により国庫納付していたのは6法人で、その額は157億円となっている。返戻金については、その財源が政府出資の場合又は運営費交付金であって会計処理において資本剰余金に振り替えている場合には、返戻金を新たに発生する敷金等の財源に充てるなどしない限り、当該返戻金は法人内部に留保されることになる。この留保されている返戻金については、2法人において、会計検査院の検査を踏まえて、不要財産として認定し、計4億3301万余円を国庫納付することとした。

(ウ) 清算分配金等による収入について

法人設立以降23年度末までの間に、政府出資等に係る関係会社株式等に係る清算分配金等を得ていた法人のうち、23年度末までの間に通則法第46条の2の規定に

より国庫納付していたのは6法人で、その額は23億円となっている。

(3) 不要財産の処分の状況

ア 譲渡収入額の状況

表1 不要財産の処分による譲渡収入額の状況 (単位：百万円)

資産名	法人数	金額
不動産	34	44,186
動産等	15	660
有価証券	10	573,406
計	42	618,253

(注) 法人数について、重複する法人があるため、計は一致しない。

23年度末までに国庫納付した不要財産に係る譲渡収入額は、42法人で6182億円となっている。処分した資産別の法人数についてみると不動産を譲渡した法人が34法人と最も多い。譲渡収入額についてみると、有価証券の譲渡収入額が5734億円となっていて、全体の92%とそのほとんどを占めている。

イ 不動産及び動産等の処分の状況

(ア) 不動産及び動産等の処分の概要

不動産を不要財産として処分した法人は34法人で、その譲渡収入額は441億円となっており、不動産の種類別にみると、宿舍が135物件と最も多い。動産等を不要財産として処分した法人は15法人となっており、その処分の内訳は各法人で様々であり、譲渡収入額は船舶や機械装置等の事業用の資産によるものがほとんどを占めている。

(イ) 譲渡の方法

不動産の譲渡について、一般競争契約により譲渡を行っている法人は19法人で、契約件数は68件となっており、このうち、一括売却により譲渡を行っている法人は4法人で契約件数は10件となっている。随意契約により譲渡を行っている法人は22法人で、契約件数は51件となっており、地方公共団体から道路拡張等の要請を受けたことにより、資産を譲渡しているものが多くを占めている。不動産の譲渡に当たり、仲介業者を使用している法人は15法人あり、委託手数料の算定方法についてみると、最も高いもので「譲渡金額×3%」となっている。そして、仲介業者との契約についてみたところ、契約書の作成が適切でない事態が見受けられた。

動産等の譲渡について、一般競争契約により譲渡を行っている法人は8法人で契約件数は19件となっており、指名競争契約により譲渡を行っている法人は1法人で契約件数は1件となっている。随意契約により譲渡を行っている法人は9法人で契約件数は26件となっており、研究を委託している業者に対して委託契約の規定に基づき譲渡したものや、少額随意契約によるものが大半を占めている。

ウ 有価証券の処分の状況

(ア) 有価証券の処分の概要

有価証券を不要財産として処分した法人は10法人となっており、多くの法人が帳簿価額以上の金額で譲渡をしているが、2法人において、帳簿価額よりも低い価格で有価証券を譲渡していた。

(イ) 譲渡の方法

各法人の有価証券の譲渡先は、全て証券会社となっており、多くの法人において、入札や引き合いを行って競争性を確保しているが、入札や引き合いを行っていない法人が2法人見受けられた。引き合いを行っていない2法人を除いた8法人の有価証券の譲渡の方法についてみると、個別売却のみの譲渡を行っている法人が3法人、一括売却のみの譲渡を行っている法人が3法人、個別売却、一括売却両方の方法により譲渡を行っている法人が2法人となっている。

(4) 国庫納付の状況

ア 国庫納付等の状況

(ア) 国庫納付、民間等出資の払戻し及び減資の状況

表2 国庫納付、民間等出資の払戻し及び減資の状況 (単位：百万円)

納付先又は払戻先	法人数	納付額又は払戻額	減資を行った法人数	減資額
国庫納付	50	973,037	41	935,376
民間等出資の払戻し	5	1,768	5	1,918
計		974,805		937,294

(注) 国庫納付額と減資額との差は、政府からの支出を取得財源とした資産については減資が行われないことなどによる。また、民間等出資の払戻額と減資額との差は、減資を当初の出資金額で行うものの、実際の払戻額が当該出資金額を下回ったことによる。

22、23両年度に、通則法第46条の2（附則第3条によるものを含む。）に基づいて50法人が計9730億円を国庫納付しており、通則法第46条の3に基づいて5法人が計

17億円の民間等出資の払戻しを行っている。そして、国庫納付に対応して41法人が計9353億円を減資しており、民間等出資の払戻しに対応して5法人が計19億円を減資している。

(イ) 資産別の国庫納付方法及び国庫納付額

表3 資産別の国庫納付方法及び国庫納付額の状況 (単位：百万円)

資産名	現物納付 (第46条の2第1項)		譲渡収入の納付 (第46条の2第2項、第3項) (附則第3条)		計	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
不動産	15	104,500	32	36,495	36	140,995
動産等	-	-	15	589	15	589
有価証券	-	-	8	376,113	8	376,113
現金預金	28	455,338	-	-	28	455,338
計	35	559,838	40	413,198	50	973,037

(注) 法人数について、重複する法人があるため、計は一致しない。

不動産の国庫納付は現物納付と譲渡収入の納付の双方が見られるものの、動産等及び有価証券の国庫納付は譲渡収入の納付のみとなっている。資産別の国庫納付額をみると、現金預金の現物納付が4553億円と最も多額になっており、このうち、譲渡収入に係る現金預金を現物納付として国庫納付している法人が10法人、計1963億円となっている。当該10法人のうち、不要財産として有価証券を譲渡することにより得た現金預金を国庫納付する際に、譲渡収入を国庫納付する場合の根拠条文である通則法第46条の2第2項及び第3項を適用せずに、現物納付する場合の根拠条文である同法第46条の2第1項に基づき国庫納付している法人が見受けられた。この場合、簿価超過額（売却益相当額）が生じたときには、当該金額が国庫納付されずに法人内部に留保されることがある。

(ウ) 資産別の民間等出資の払戻額

表4 民間等出資の払戻しの状況 (単位：百万円)

資産名	法人数	払戻額
不動産	-	-
動産等	-	-
有価証券	2	861
現金預金	4	906
計	5	1,768

(注) 法人数について、重複する法人があるため、計は一致しない。

22、23両年度に民間等出資の払戻しを行った法人は5法人（うち1法人は、有価証券、現金預金の双方に該当する。）あり、計17億円となっている。有価証券を譲渡した現金預金で払戻しを行った法人が2法人で計8億円、保有していた現金預金で払戻しを行った法人が4法人で計9億円となっている。

(エ) 国庫納付等の予定

表5 資産別国庫納付予定額の状況 (単位：百万円)

資産名	現物納付 (第46条の2第1項)	譲渡収入の納付 (第46条の2第2項、 第3項)	計
不動産	3,018	7,286	10,305
動産等	-	26	26
有価証券	-	-	-
現金預金	1,568	-	1,568
計	4,587	7,312	11,900

(注) 上記の金額は予定額であり、国庫納付時には変更になる場合がある。

23年度末までに国庫納付の申請書を提出済みで、国庫納付を予定している資産に係る国庫納付予定額の総額は、計119億円で、このうち不動産の譲渡収入に係るものが72億円と最も多額となっている。民間等出資の払戻しを予定している法人は1法人で、24年度以降、出資者に対し催告を行い、請求のあった者に出資比率に応じた払戻しを行うこととしている。

イ 固定資産売却損等の状況

固定資産売却損の会計処理については、23年6月に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&Aが改訂される前は、譲渡した資産が特定の資産であり、その譲渡収入により代替資産を取得することが予定されない場合は、損益計算書に固定資産売却損を計上することとされていた。したがって、特定の資産の売却に際して固定資産売却損を計上している場合には、当該固定資産

売却損を計上することにより法人内部に資金が留保される一方、法人において、当該資金等を元に、代替資産を取得することが予定されていなかったと考えられる。そこで、23年度末までに、附則第3条により、政府出資等に係る不要財産の譲渡に相当するものとして譲渡収入を国庫納付していた法人のうち、1000万円以上の譲渡差額を損益計算書に固定資産売却損等として計上している法人について検査したところ、4法人において、個別法に基づく中期目標期間の終了後の国庫納付がされず、法人内部に資金が留保されている状況となっていた。これらの4法人は、会計検査院の検査を踏まえて、当該留保資金について、不要財産として認定し、計13億7450万余円を国庫納付することとした。

3 検査の結果に対する所見

各法人においては、合理化計画、基本方針等に基づく取組を引き続き進めるとともに、22年の通則法の改正の趣旨に鑑み、次の点に留意し、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを実施していくことが重要である。

(1) 政府出資及び保有資産の状況

ア 法人が保有する土地及び建物の状況

合理化計画において、各独立行政法人は、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行うこととされている。ついては、有効に利用されていない土地及び建物については、全てが直ちに売却等が可能なものではないが、各法人において、その取扱いを検討し、具体的な利用の計画がないなど将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合は、当該土地及び建物について速やかに不要財産と認定するなどして現物納付、譲渡収入の納付等を行う。

また、土地の全体でなく、その一部が有効に利用されていない場合であっても、当該部分の保有の必要性について不断に見直しを実施し、今後の利用見込みがなく、当該部分が公道に面しているなどの場合には、現物納付や譲渡収入の納付を検討する。

イ 法人が保有する宿舎の入居の状況

「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年4月行政改革実行本部決定）

等においては、独立行政法人の宿舎については、その必要性を厳しく見直す必要があるなどとされている。法人が保有する宿舎については、23年度末で1年以上にわたり入居者がいないものや、23年4月から24年3月までの12か月間の入居率が50%未満となっているものが見受けられた。これらの宿舎については、全てが直ちに売却等が可能なものではないが、宿舎の必要性の見直しに際しては、こうした利用状況も勘案した上で各法人においてそれらの廃止や集約等その取扱いを検討し、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合は、当該宿舎について速やかに不要財産と認定するなどして現物納付、譲渡収入の納付等を行う。

また、事業所の敷地内の宿舎についても、その保有の必要性について不断に見直しを実施し、今後の利用見込みがなく、当該部分が公道に面しているなどの場合には、現物納付や譲渡収入の納付を検討する。

ウ 法人が保有する福利厚生施設の稼働状況等

基本方針において、独立行政法人が保有する施設等については、当該法人が保有する必要性があるかなどについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うこととされている。今回、法人が保有する福利厚生施設の保有状況等についてみたところ、体育施設及び会合施設の利用状況の確認ができないとする法人が見受けられたが、基本方針を踏まえると、これらの施設を保有する場合には、その必要性を厳しく検証することなどが求められると考えられることから、利用状況を把握するなど不断の見直しのための体制を整備する。そして、それにより得られる稼働率、自法人以外の者の利用状況等も踏まえ、福利厚生施設の保有の必要性を検討する。

エ 現金預金の保有状況

現金預金について、保有状況等を踏まえた結果、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合は、速やかに不要財産と認定して国庫納付等の措置を講ずる。また、通則法では、不要財産であって、政府出資等に係るものが国庫納付の対象となっているため、不要財産に係る国庫納付の検討を行う前提として、保有資産の取得財源を明らかにできるような管理を行う。

オ 政府出資等に係る有価証券（債券）の保有状況

法人の中に、多くのリスクを有する仕組債等を保有している法人が見受けられたことを踏まえ、各法人は、資金の運用に当たっては、リスクについて適切に評価す

ることができる体制を確立するとともに、金融資産の購入や処分等の条件を明確に整理して規程化するなどして、当該リスクを十分に認識した資金運用・管理の方針を明確にする。そして、これらの体制及び方針に基づき、購入しようとする金融資産が通則法第3条、第29条、第30条、第35条等を踏まえて行われる独立行政法人の事務、事業と整合するものであるかどうかについて慎重に検討した上で、資金運用に係る意思決定を適切に行い、検討結果についての説明責任をより一層果たしていく。

カ 関係会社株式等の保有状況

関係会社株式等については、保有資産の有効活用を図る観点から、実質価額が取得価額を超過している株式については、配当金の受取の可能性等について整理するとともに、出資先において余裕資金を一時的に運用する場合等には、出資者として、出資先において当初の出資目的に沿って資金が使用されていることに加えて、安全性と流動性に沿った出資資金の運用が行われているかを継続してチェックする。

(2) 不要財産の認定の状況

ア 法人において行った不要財産の認定の状況

国庫納付された不要財産のほとんどが、合理化計画及び基本方針で政府から指摘を受けたものであり、これに比べて法人が独自に認定した不要財産は少額にとどまっている。各法人では、政府から指摘を受けた資産については着実に国庫納付を実施していくことに加え、22年の通則法の改正の趣旨に鑑み、また、基本方針で、幅広い資産を対象に自主的な見直しを不断に行うとされていることなどを踏まえ、今後、より一層保有資産の見直しを自主的、積極的に行っていく。

イ 政府出資等に係る資産の売却等によって得られた収入に係る不要財産の認定の状況

政府出資等に係る資産の売却収入、敷金等の返戻金、清算分配金等による収入の国庫納付を予定している法人については、遅滞なく国庫納付手続を進めるとともに、経費等に充当することを予定している法人については、これらの収入が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなった資産に該当することとなった場合は、速やかに不要財産と認定して国庫納付等の措置を講ずる。

(3) 不要財産の処分の状況

ア 不動産及び動産等の処分の状況

不動産及び動産等の譲渡に際しては、状況に応じた適切な契約方法を選択すると

ともに、不動産の処分に際して仲介業者を使用する場合が見受けられることも踏まえ、仲介業者との契約手続等についても適切に行う。

イ 有価証券の処分の状況

有価証券の譲渡に際しては、入札や引き合いを実施するなどして、譲渡取引に係る競争性を確保する。

(4) 国庫納付の状況

ア 国庫納付等の状況

通則法では、政府出資等に係る不要財産については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて国庫納付することとしており、その際の方法としては、同法第46条の2第1項に基づく現物納付と同法第46条の2第2項等に基づく譲渡収入の納付とがあるが、納付方法により、簿価超過額が生じた場合に当該金額が国庫納付されずに中期目標期間の終了時まで法人内部に留保されることがあることにも留意して、国庫納付の方法について検討する。

イ 固定資産売却損等の状況

特定の資産を売却するなどした場合に、関連して計上した固定資産売却損等のキャッシュ・フローを伴わない費用により、当該費用計上額と同額で現金の裏付けのある収益が相殺され、積立金として整理されず、法人内部に現金預金等として留保される場合があることに留意して、こうした留保された資金についても、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合は、速やかに不要財産と認定して国庫納付等の措置を講ずる。

会計検査院としては、独立行政法人が必要最小限の財務基盤で効率的な業務運営を行うことが求められていることを踏まえて、独立行政法人における不要財産の認定等の状況について、今後とも多角的な観点から引き続き検査していくこととする。